

項目	前回提示案	今回修正案
条例名	芦屋市障がい理由とする差別をなくしあなたも私も主人公になれるまち条例	芦屋市障がい理由とする差別をなくし誰もが共に暮らせるまち条例
前 文	<p>私たちは『障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋』を目指し、障がい福祉に関する様々な施策を取組んできた。</p> <p>しかし誰もが、障がいを理由とする差別をするべきではないと理解しているにもかかわらず、障がいに対する十分な理解や啓発がないために生活のあらゆる場面において社会的障壁があることに気付かないままであり、障がいのある人にとっては地域社会に参加することが困難で、差別を感じるものが少なくない状態である。</p> <p>そのため、これまで以上に障がいのある人とない人相互のコミュニケーションを通じて障がいに関する理解を促進し、合理的配慮の提供等を推進することで、様々な社会的障壁による制約を受けず、個人の尊厳と人格・自己決定が尊重される地域社会を作り上げていく必要がある。</p> <p>私たちは、全ての市民に平等な社会参加への機会が保障され、互いを尊重しあえる取組みを通じて、『あなたも私も主人公になれるまち』という地域社会を実現するため、この条例を制定する。</p>	<p>私たちは「障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋」の実現を目指し、障がい福祉に関する様々な施策を進めてきました。</p> <p>しかしながら、今もお日常生活や社会生活を営む上で、障がいへの理解の不足や社会における様々な障壁が存在し、そのため、障がいのある人は、生活のしづらさや不安を抱えている状況にあります。障がいや障がいに関する事由を理由とする差別を解消するためには、市、市民及び事業者が一体となって取り組み、障がいのある人とない人が、相互の理解と協力によって共に支え合い、暮らしていくことができるまちづくりを進める必要があります。</p> <p>ここに、全ての市民が障がいの有無で分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う、差別のない共生社会を実現するため、この条例を制定します。</p>
目 的	<p>この条例は、障がいを理由とする差別を解消するため基本理念を定め、市の責務、事業者及び市民の役割を明らかにし、障がいについて理解を深めるための啓発を促進し、障がいにより自立や社会参加が困難な状況にある人を支援するための合理的配慮等をはじめとする様々な措置を講じることにより、障がいがあることを理由に、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を制限されず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することを目的とする。</p>	<p>この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の趣旨に基づき、障がいを理由とする差別（障がいに関する事由を理由とする差別を含む。以下同じ。）の解消に関する基本理念を定め、市の責務並びに事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、差別の解消を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することを目的とする。</p>
基本理念	<p>相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、全ての市民が基本的人権を享有する個人として、障がいを理由とする差別を受けることなく、その尊厳が重んじられなければならない。</p> <p>2 障がい等を理由とする差別をなくすための取組は、差別の多くが障がい等に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、差別をする側とされる側がお互いを一方的に排除や非難することなく、互いに理解を広げる取組と一体のものとして合理的配慮の提供に努め、協力し合うことによって実現しなければならない。</p> <p>3 合理的配慮の提供は、すべての市民が等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを基本として行われなければならない。</p>	<p>相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、全ての市民が基本的人権を享有する個人として、等しくその尊厳が重んじられなければならない。</p> <p>2 障がいの有無にかかわらず、誰もが参加できる地域社会を実現するため、市、事業者及び市民が一体となって、相互理解と合理的配慮の推進に取り組まなければならない。</p>
定 義	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>

項目	前回提示案	今回修正案
定義	<p>(2) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>(3) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。</p> <p>(4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。</p> <p>(5) 差別 客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、障がいのある人に対して不当な差別的取扱いを行うこと又は合理的配慮を怠ることをいう。</p> <p>(6) 不当な差別的取扱い 障がいを理由として、区別、排除若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の異なる取り扱いをすることをいう。</p> <p>(7) 合理的配慮 配慮を提供する側にとって、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。</p>	<p>(2) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>(3) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。</p> <p>(4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。</p> <p>(5) 差別 客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、障がいのある人に対して不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮を怠ることをいう。</p> <p>(6) 不当な差別的取扱い 障がい又は障がいに関する事由を理由として、区別、排除若しくは制限し、又は条件を課し、その他の異なる取り扱いをすることをいう。</p> <p>(7) 意思の表明 障がいのある人及びその家族若しくは支援者又は事業者（以下「障がいのある人等」という。）から、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、筆談、身振りサイン等障がいのある人が他者とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられるものをいう。</p> <p>(8) 合理的配慮 社会通念上相当と認める範囲を超えた過重な負担とならない程度で、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁を取り除くために必要かつ適当な現状の変更又は調整を行うことをいう。</p>
【新規】不当な差別的取扱いの禁止		市、事業者及び市民は、不当な差別的取扱いをしてはならない。
市の責務	<p>市は、差別をしてはならない。</p> <p>2 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、合理的配慮を提供しなければならない。ただし、意思の表明がなくても合理的配慮の必要性が明らかな場合は、建設的対話を行うように努めなければならない。</p> <p>3 市は、社会的障壁の除去を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び施設の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境整備に努めなければならない。</p> <p>4 市は、目的を達成する為に基本理念に則り、障がいのある人をはじめ、多くの市民や有識者や障がい者団体などの参加の下で差別の解消の推進に関する施策を実施するものとする。</p> <p>5 市は、差別の解消の目的及び基本理念に対する市民の理解を深めるため、市民及び事業者の協力を得て、障がいに関する理解を深める取組を行うものとする。</p> <p>6 市は、合理的配慮の提供のあり方について積極的に調査及び研究を行うとともに、率先して合理的配慮の提供及び合理的配慮の提供の支援を行うものとする。</p>	<p>市は、この条例の目的を達成するため、基本理念にのっとり、障がいのある人をはじめ、市民、事業者及び障がい者団体等の参加を得て差別の解消に関する施策を実施するものとする。</p> <p>2 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、合理的配慮を提供しなければならない。</p> <p>3 市は、社会的障壁の除去についての必要かつ合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修の実施その他必要な環境の整備に努めなければならない。</p> <p>4 市は、合理的配慮の提供のあり方について調査及び研究を行い、合理的配慮の提供の支援に努めなければならない。</p>

項目	前回提示案	今回修正案
事業者の役割	<p>事業者は、差別をしてはならない。</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、合理的配慮を提供しなければならない。ただし、意思の表明がなくても合理的配慮の必要性が明らかな場合は、建設的対話を行うように努めるものとする。</p> <p>3 事業者は、社会的障壁の除去を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び施設の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境整備に努めるものとする。</p> <p>4 事業者は、障がいに対する理解を深め、差別をすることなく、差別の解消の取り組みに市と協力して取り組むよう努めるものとする。</p>	<p>事業者は、障がいに対する理解を深め、差別の解消に努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、合理的配慮の提供に努めるものとする。</p> <p>3 事業者は、社会的障壁の除去についての合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修の実施その他必要な環境の整備に努めるものとする。</p>
市民の役割	<p>市民は、障がいに対する理解を深め、差別をすることなく、市と協力して差別の解消の取り組みに努めるものとする。</p>	<p>市民は、障がいに対する理解を深め、差別の解消に努めるものとする。</p>
障がいの理解に関する施策の実施	<p>市は、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるため、障がい理解に関する研修の実施その他の必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 市は、障がいのある人とない人との相互理解を深めるため、障がいのある人とない人が互いに交流することができる機会の提供その他の必要な取組を行うものとする。</p> <p>3 市は、市民及び事業者の障がいのある人に対する理解を広げるとともに、障がいを理由とする差別の解消のために必要な広報及び啓発を行うものとする。</p>	<p>市は、障がい及び障がいのある人に対する市民及び事業者の理解を深めるため、障がいの理解に関する研修その他必要な施策を実施するものとする。</p> <p>2 市は、障がいのある人とない人との相互理解を深めるため、障がいのある人とない人が互いに交流することができる機会の提供その他必要な施策を実施するものとする。</p>
合理的配慮の提供支援に関する施策の実施	<p>市は、市民及び事業者が合理的配慮の提供を容易に行うことができるよう、合理的配慮等の提供支援に関する施策を実施するものとする。</p>	<p>市は、市民及び事業者が合理的配慮の提供を行うことができるよう、合理的配慮の提供支援に関する施策を実施するものとする。</p>
障がいのある人の社会参加の機会を拡大するための施策の実施	<p>市は、障がいのある人の社会進出を促進するため、事業を実施するに当たっては、障がいのある人とない人を分けることなく共に参加できるように努めるものとする。</p>	<p>市は、障がいのある人の社会参加の機会を拡大するため、事業を実施するに当たっては、障がいのある人もない人も共に参加できるように努めるものとする。</p>
【新規】政策形成過程への参画		<p>市は、市政に関する政策形成過程において、障がいのある人からの意見の聴取を行うよう努めるものとする。</p>
障害者（児）福祉計画との関係	<p>市長は、障がいを理由とする差別の解消に関する施策について、芦屋市障害者（児）福祉計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。）に定めるものとする。</p> <p>2 市長は、障がいを理由とする差別の解消に関する施策について、芦屋市障害者（児）福祉計画に障がいのある人の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>市は、障がいを理由とする差別の解消に関する取組について、芦屋市障害者（児）福祉計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。この条において同じ。）に定めるものとする。</p> <p>2 市は、前項の取組を定めるに当たり、芦屋市障害者（児）福祉計画の策定において障がいのある人の意見を反映させるため、参画の機会を設けなければならない。</p>

項目	前回提示案	今回修正案
相談及び助言等	<p>市民のうち障がいのある人，当該障がいのある人の家族若しくは支援者又は事業者は，市又は市が委託する相談機関（以下「相談機関」という。）に対し，障がい等を理由とする差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。</p> <p>2 市又は相談機関は，特定相談を受けたときは，必要に応じて次に掲げる対応をとるものとする。</p> <p>(1) 特定相談に係る関係者への事情聴取，説明及び助言</p> <p>(2) 関係行政機関への通告，通報その他通知</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか，障がいを理由とする差別を解消するために必要な対応</p>	<p>市又は市が委託する相談機関（以下「相談機関」という。）は，障がいを理由とする差別についての相談に的確に応ずるものとする。</p> <p>2 市又は相談機関は，前項の規定による相談を受けたときは，必要に応じて次に掲げる対応を行うものとする。</p> <p>(1) 障がいのある人等への事実の確認及び調査</p> <p>(2) 障がいのある人等に必要な助言及び情報提供</p> <p>(3) 相談に係る関係者間の調整</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか障がいを理由とする差別を解消するために必要な対応</p>
【削除】障がいを理由とする差別の解消促進体制の整備	<p>市は，障がいのある人及びその家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに，障がいを理由とする差別解消促進及の取組みを評価する体制の整備を図るものとする。</p> <p>2 前項の体制の整備に当たっては，芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会及び附属の組織において対応できるよう配慮するものとする。</p>	
【新規】施策の実施状況の確認及び評価		市は，この条例に基づく施策の実施状況を確認し，及び評価した上で公表し，施策に反映するものとする。
【新規】補則		この条例の施行について必要な事項は，市長が別に定める。